**平成２２年（フ）第１９８号**
青森市八重田４丁目８番12号　コーポラス八重田308号
債務者　上原子　誠
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１３号**
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向61番地１　D305
債務者　蛯名　雅明
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２１４号**
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向61番地１　D305
債務者　蛯名　敦子
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第１４５号**
青森市港町１丁目11番10号
債務者　加賀谷昭徳
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３４号**
島根県出雲市小境町888番地
債務者　南場　浩二
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第４０号**
島根県出雲市芦渡町771番地３　チェリーコート202
債務者　栗原真由美（旧姓町田）
1　決定年月日時　平成22年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第４５号**
島根県出雲市宇那手町365番地２
債務者　飯塚　健司
1　決定年月日時　平成22年５月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

**平成２２年（フ）第３９号**
栃木県那須塩原市埼玉８番地　市営稲村団地246号
債務者　小柳喜代子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

**平成２２年（フ）第２３１号**
静岡県浜松市中区佐鳴台５丁目14番22―202号　マリナステージ佐鳴台
債務者　山本　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２２年（フ）第１号**
宮城県登米市東和町米谷字越路94番地１　雇用促進住宅２―205
破産者　行場　明子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

**平成２１年（フ）第９８号**
福島県南相馬市原町区大木戸字松島339番地の20、前住所福島県南相馬市原町区本陣前１丁目43番地の６
破産者　谷口　　勲
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

**平成２１年（フ）第４５７号**
神奈川県横須賀市ハイランド２丁目36番４号
破産者　藤原　七郎
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１２０５号**
埼玉県桶川市上日出谷732―８、住民票上の住所埼玉県桶川市大字坂田1727番地の15
破産者　近藤　ハル
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２１年（フ）第１７３４号**
さいたま市西区三橋６丁目1404番地３　サンステート三橋Ｂ棟201
破産者　長瀧　桃子（旧姓西本）
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第５１号**
埼玉県久喜市久喜北１丁目４番３号
破産者　小松本絵津子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第５４号**
埼玉県川口市東領家２―34―10―103、住民票上の住所東京都北区王子２丁目14番５号　鈴木方
破産者　吉田　良子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第５５号**
埼玉県川口市東領家２丁目34番10号　ビラージュ紅山103号、旧住所埼玉県川口市東領家２丁目36番18号
破産者　吉田　雅実
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係